

不妊治療費の助成制度

問合先 子ども総合支援課母子保健グループ(あいあい) ☎98-5003

不妊症や不育症の治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図るため、本年度から対象を拡大して治療費の一部を助成しています。

1. 特定不妊治療費(先進医療)助成事業

	内容
対象治療	保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療(保険適用外)
助成上限額	先進医療分の治療費の7割で上限5万円(申請期限:令和8年3月31日(火))
助成回数	保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療(保険適用外)であれば助成回数の上限はありません。(先進医療不妊治療関連技術の例: PICSI、タイムラプス ほか)

2. 保険適用終了後の特定不妊治療費(助成回数追加)助成事業

	内容
対象治療	保険適用の回数を超えた特定不妊治療(第1子から助成対象)
助成上限額	採卵から肺移植までの治療の場合は上限30万円(申請期限:治療が終了した日から60日以内) 胚移植のみの治療の場合は上限17万5,000円
助成回数	保険適用の治療回数を含めて通算8回まで
対象年齢	治療開始日の妻の年齢が43歳未満

3. 着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)を含む特定不妊治療費助成事業 **新規**

令和7年4月1日以降に始めた治療について受付を開始しました!

	内容
対象治療	公益社団法人日本産科婦人科学会に承認されている保険医療機関で実施された治療
助成上限額	採卵から肺移植までの治療の場合は上限30万円(申請期限:治療が終了した日から60日以内) 胚移植のみの治療の場合は上限17万5,000円
助成回数	1子あたり6回まで ※県内他市町が助成した回数は通算する
対象年齢	治療開始日の妻の年齢が35歳以上43歳未満

4. 不妊治療費助成事業(こうのとりの支援)

	内容
対象治療	保険適用外で受けた体外受精、顕微授精、人工授精
助成上限額	対象経費の2分の1で上限10万円(申請期限:令和8年3月31日(火)) ※亀山市特定不妊治療費助成等、地方公共団体の助成を申請している場合、助成対象経費からそれらの助成額を差し引きます。
助成回数	1年度につき1回
対象年齢	治療開始日の妻の年齢が43歳未満

5. 不育症治療費助成事業

	内容
対象治療	不育症治療
助成上限額	1年度につき1回上限10万円(申請期限:治療が終了した日から60日以内)

●助成の内容や手続きなど詳しくは、子ども総合支援課母子保健グループへお問い合わせください。

妊娠に関して悩んでいる人の相談窓口

三重県不妊専門相談センター

電話番号 ☎059-211-0041

相談員 助産師、看護師、不妊カウンセラー(女性)

相談日 毎月第1土曜日 午前10時~午後4時、毎週火曜日(第1火曜日、祝日、年末年始を除く)
午前10時~午後8時

